

# 高梁川流域事業承継支援事業業務委託基本仕様書

## 1 事業名

高梁川流域事業承継支援事業業務委託

## 2 実施期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

## 3 実施場所

高梁川流域圏域内（新見市、高梁市、総社市、倉敷市、早島町、矢掛町、井原市、浅口市、里庄町、笠岡市）

## 4 業務目的

事業承継における経営者の交代は、家族や従業員、取引先など様々な側面に影響を与えるセンシティブな「問題」と捉えられがちであるが、経営戦略やビジョンを見つめ直し、企業の更なる成長・発展のきっかけとなり得る。

そこで、本事業では、事業承継はネガティブな「問題」ではなく、持続的成長・発展のための「チャンス」であるということを全面的に押し出すことで事業承継のイメージの刷新を図り、高梁川流域圏域内の事業者に新たな気づきを提供することを目的とする。

## 5 業務内容

### (1) セミナーの開催・運営・アンケートの実施

高梁川流域圏域内の事業者を対象にセミナーを開催すること。また、セミナー登壇者との連絡調整(旅費・謝礼等の支払いを含む)、会場の手配(会場費の支払いを含む)、参加者の募集受付、配布資料の準備、当日の司会進行など、セミナーの運営に係る一切の業務を行うこと。加えて、セミナー実施後には参加者にアンケート調査を実施すること。

セミナーの詳細については下記のア～エを満たすものであること。

#### ア セミナーの内容

「4 業務目的」に記載があるとおり、事業承継に関するイメージの刷新を全面的に押し出すものであること。

#### イ セミナーの構成

参加者が「4 業務目的」について認識し、その理由についても理解ができる内容となるよう独自の提案をすること。

#### ウ セミナーの開催方法

高梁川流域圏域内での現地開催とする。※オンライン開催との併用も可とする。

#### エ セミナーの回数

1回もしくは2回。

#### (2) セミナー登壇者の選定

(1)のセミナーの登壇者を選定すること。事業承継が喫緊に迫る事業者だけでなく、事業承継とは無縁と思われる若い事業者をも巻き込むことができるよう、事業承継の専門家やビジネス界の経営者に限らず、事業承継にも知見を有し、テレビやSNSなどのメディアにも出演する発信力・訴求力がある登壇者を市と協議のうえ選定すること。

【例1】事業承継の際に先代経営者と衝突しながらも、新たなことにチャレンジし、事業拡大を成し遂げている誰もが知る企業の社長

【例2】テレビ番組やSNSにてコメンテーターとして出演し、尖った発言をすることもある経済学者

#### (3) セミナーの周知・広報

セミナーのチラシのデザイン・作成・印刷を行うこと。それに加えてセミナー開催についての広報活動を様々な媒体を通して行うこと。

#### (4) 報告書の作成

セミナー参加者やアンケートの結果をまとめた報告書を提出すること。

<提出部数>紙媒体2部、電子媒体(PDF等)1部

## 6 検査

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、速やかに市に報告するものとし、完了検査を受けるものとする。
- (2) 受託者は、自らの責に帰すべき理由による成果品の不良箇所等が発見された場合は速やかに訂正又は補足その他の処置を執るものとする。

## 7 再委託

受託者は、事務事業のうち専門業者に発注した方が効果的に実施できる業務について、事前に倉敷市の承認を得て第三者に再委託できるものとする。

## 8 個人情報の保護

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記1の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記7の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託す

る場合は、当該受託者に対して「個人情報取扱特記事項」を遵守させなければならない。

## 9 障がい者に対する適切な対応

- (1) 受託者は、本業務を遂行するための障がい者への差別解消の取扱いについては、別記2の「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、上記7の規定により本業務を倉敷市の承認を受けて第三者に再委託する場合は、当該受託者に対して「障がい者差別解消に関する特記仕様書」を遵守させなければならない。

## 10 調査等

市は、必要があると認めるとき、受託者に対して、本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。この場合、受託者はこれに従わなければならない。

## 11 事業計画

受託者はあらかじめ事業実施に必要な計画書を提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。

- (1) 事業内容（目的、概要）と事業実施のスケジュールがわかるもの
- (2) 事業を実施する体制と責任者がわかるもの

## 12 その他留意事項

- (1) 受託者は、事業目的の達成に向けて、本業務の運営者として当事者意識を持ち、自主的に業務に取り組み、必要に応じて倉敷市に報告・連絡・相談を行うとともに、その指示に従うこと。
- (2) 本業務において受託者が作成したすべての成果物の所有権及び著作権は、原則、市に帰属するものとする。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (4) 本業務に関する内容については、本仕様書によるほか、受託者の提案内容に従い、契約後詳細な打合せにより、倉敷市及び受託者双方合意の上、決定するものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、倉敷市と受託者とが協議して定めるものとする。